

令和6年度休日保育事業の概要

松江市こども子育て部保育所幼稚園課 ☎55-5498

この事業は、日曜・祝日の保護者の勤務や疾病により児童が保育に欠ける場合の休日保育の需要への対応を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

○実施日（概ね下記のとおりですが、事前に実施施設へご確認ください。）

日曜日、祝日とします。 ※年末年始(12月30日～1月3日)休園

○対象児童

児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童。

○休日保育実施施設

保育所（園）名	所在地	電話番号	保育時間	対象年齢
にじいろ保育園	学園2丁目 5番9号	61-8240	8:00～18:00	1歳～就学前 (幼児食、歩行完了児)

○利用方法

利用を希望される場合は事前の登録（随時受付中）と予約が必要です。
実施施設へ直接お申込みください。

○利用料

- ① 保育標準時間認定・保育短時間認定を受け、認可保育所、認定こども園等を利用されているお子さんが、保護者の就労等を理由として（注意1）休日保育を利用するときは、利用料は毎月の保育料に含まれることとなり、追加の利用料はありません。

（注意1）

- 就労以外でも、『保育認定を受けることとなった事由』により休日保育を利用するときは、追加の利用料はありません。
- 保育標準時間認定・保育短時間認定を受けたお子さんでも、『保育認定を受けることとなった事由』以外の理由で利用するときは、下記の利用料がかかります。

- ② ①以外で利用される場合は、下記の料金（おやつ代を含む）が必要です。

3歳未満児 2,600円/日（半日 1,500円）

3歳以上児 2,300円/日（半日 1,300円）

- 松江市外在住世帯は100円増となります。

○食事

給食はありませんので、弁当と水筒(お茶)を持参してください。
おやつは提供しています。

